令和2年分のマル扶はココに注意

所得税や住民税の改正に伴い、令和２年分からサラリーマンが提出する扶養控除等申告書（以下、マル扶）が変わります。どう変わるのか、確認しましょう。

令和２年分では、住民税に関する事項に「単身児童扶養者」欄が新設されました。また、見た目は変わりませんが、下表のとおり、要件が改正されています。

マル扶での記載区分等	所得控除名	変 更 内 容	
A 源泉控除対象配偶者	―	・「配偶者」の要件（合計所得金額）の改正	85万円以下→95万円以下
B 控除対象扶養親族	扶養親族	・「扶養親族」の要件（合計所得金額）の改正	38万円以下→48万円以下
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者控除	・「扶養親族」と「同一生計配偶者」の要件（合計所得金額）の改正	38万円以下→48万円以下
	寡婦控除	・「扶養親族」の要件（合計所得金額）の改正	38万円以下→48万円以下
	寡夫控除	・「生計を一にする子」の要件（総所得金額等）の改正	
	勤労学生	・申告者本人の要件（合計所得金額）の改正	65万円以下→75万円以下
16歳未満の扶養親族	―	・「扶養親族」の要件（合計所得金額）の改正	38万円以下→48万円以下

＜令和2年分のマル扶＞　※色をつけた箇所が改正の影響がある部分です。

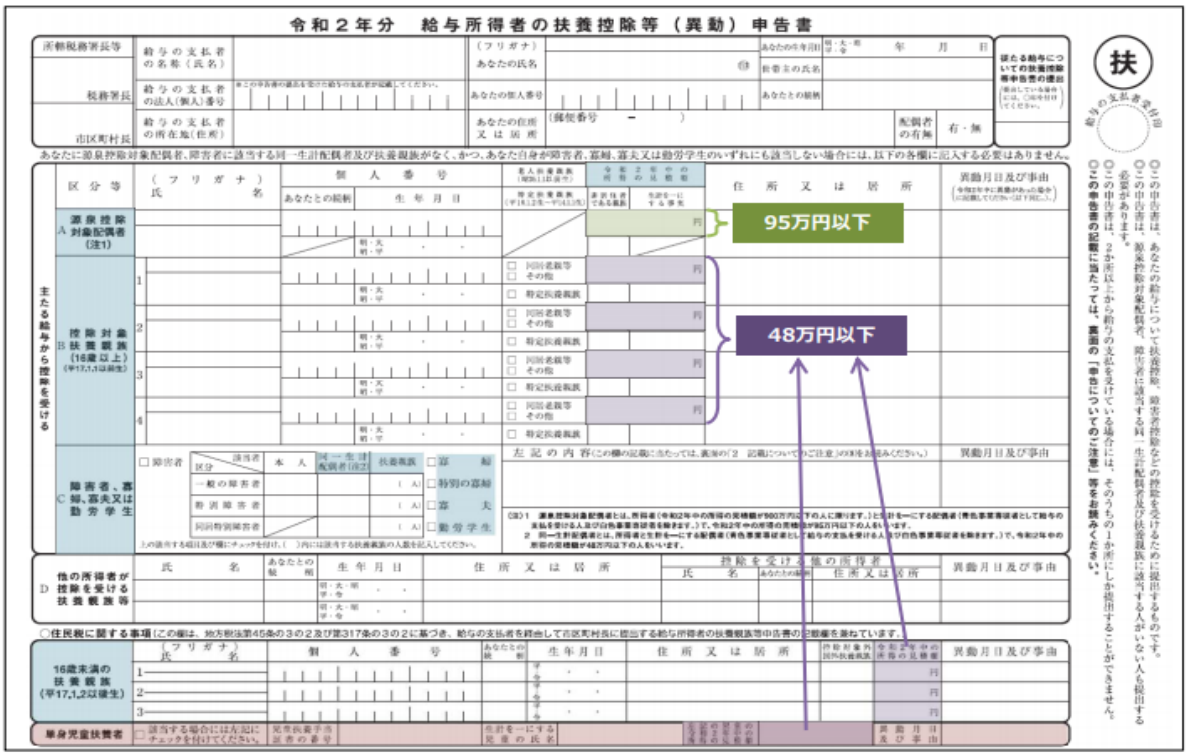

税理士法人 大平経営会計事務所
440-0083　愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL：(0532)53-5333(代)　FAX：(0532)53-5118

（令和元年11月レターケース）